

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人内野経一郎の上告趣意は、憲法三九条後段違反をいうが、下級審の有罪判決に対し、検察官が上訴をなし、より重い刑の判決を求めることが違憲でないことは、最高裁昭和二四年新（れ）第二二号同二五年九月二七日大法廷判決・刑集四巻九号一八〇五頁の示すところであつて、今これを変更すべきものとは認められないから、所論は理由がない。

よつて、刑訴四〇八条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

昭和四七年一二月二一日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	藤	林	益	三
裁判官	大	隅	健	一 郎
裁判官	下	田	武	三
裁判官	岸		盛	一